

令和8年度 東海道金谷宿大学 開設希望者（教授）募集について

東海道金谷宿大学は、積極的に社会参加に取り組む「教える人」と、自己を高め仲間づくりに取り組む「学びたい人」に活動の場を提供しています。

令和8年度に講座開設を希望する者は、この大学が教授の営利を目的としたカルチャーの場ではないことを認識し本紙の内容を十分に理解した上で、講座開設計画書（申込書）を提出してください。

- 1 募集期間 令和7年10月1日（水）～10月15日（水）
- 2 提出書類 令和8年度東海道金谷宿大学 講座開設計画書(申込書)
 - ※1講座につき1枚提出すること。年間講座・短期講座の共通様式です。
 - (1) 令和8年度に講座を開設する場合
 - ・募集要項をよく読み、講座開設計画書（申込書）の所定の欄に記載例を参考に記入すること。
 - ・今年度と同じ講座を開設する場合も募集期間内に「講座開設計画書（申込書）」を提出すること。
 - ・1講座につき1枚、「講座開設計画書(申込書)」を提出すること。
 - (2) 令和8年度に講座を開設しない場合
 - ・今年度開設している講座を来年度開設しない場合は、「講座開設終了届」にその旨を記入し、提出すること。
 - ・この届を提出する前に学生に対して講座を終了する旨の説明を済ませておくこと。
- 3 提出期限 令和7年10月15日（水）
- 4 提出方法 金谷宿大学事務局（みんくる1階）または社会教育課（市役所庁舎3階）へ提出すること。
 - ・郵送・FAX可
 - ・申込み内容を確認させていただく場合がありますので、昼間に繋がる連絡先を必ず明記すること。
 - ・新規申込者は、必ずみんくる内事務局または社会教育課へ直接提出すること（担当者が不在の場合がありますので事前に御連絡ください）。
- 5 提出場所
 - (1) 金谷宿大学事務局（みんくる1階）火曜日から金曜日午前8時30分～午後5時（夜間は提出不可）

みんくる休館日／月曜日、祝日、第3日曜日 〒428-0012 島田市金谷代官町3400
 - (2) 社会教育課（市役所庁舎3階）平日8時30分～午後5時15分（夜間は提出不可）

休み／土曜・日曜日、祝日 〒427-8501 島田中央町1-1
- 6 令和8年度新規開設申込者説明会
 - ・日時 令和7年10月23日（木）午後7時～午後8時（予定）
 - ・場所 金谷公民館（みんくる） 会議室4
 - ・内容 会場使用の希望が重複した場合の調整、施設の予約等
 - ※講座開設希望会場等の調整・変更、施設予約のための書類の配付等を行いますので開講を希望する人は必ず出席してください（施設使用の希望は出席者を優先します。）

7 金谷宿大学のあり方

金谷宿大学は島田市教育委員会の主催事業ですが、教授（講師）と学生（受講生）が「学ぶ楽しみ、教える喜び」を分かち合いながら生きがいを持って、自主的に運営する事業であることを特色としています。

<東海道金谷宿大学憲章>

健康な心身を持ち、生きがいに満ちた生活を送ることは、私たちの共通の願いです。東海道金谷宿大学で学び教えるものは、生きがいのある生活を送り、地域の文化の向上と地域社会に貢献するため、次の目的を持ちます。

- 一、学ぶ楽しみ 教える喜びで 生きがいを持ちます
- 一、健やかに生きる力と地域社会の一員としての教養を身につけます
- 一、住みよい地域社会の顕現に力を注ぎます

8 教授の条件・心得

- (1) 申込み時に満 20 歳以上の者で、講座開設に係る知識と技術等の知見を有し、それらを地域や市民に還元することにより、社会教育の立場から島田市の発展に積極的に貢献しようとする者。
- (2) 東海道金谷宿大学規約及び細則、また東海道金谷宿大学構成員等の地位に関する指針等を遵守すると共に、理事会の決定に従うことや教授会への出席など、大学運営と島田市の発展に講座を通じて積極的に協力すること。
- (3) 本学の活動内で、物品の販売・斡旋など営利に結びつく行為、特定の政党・政治家の指示・擁護、特定の宗教の支持・布教などの活動をしないこと。
- (4) 本学の教授として不適切な行為をしないこと。
- (5) 学生に対して平等に接すること。
- (6) 金谷宿大学事務局または社会教育課への提出書類は期限を厳守すること。
- (7) 会議には必ず出席すること。（定時総会・教授会・成果発表会に係る会議等）
- (8) 成果発表会の運営及び出演に参画すること。
- (9) 教授個人の意志で開講することができない（所属している組織の許可が必要）場合は「令和 8 年度東海道金谷宿大学 講座開設計画書(申込書)」の「上部組織の開講受諾状況」欄に記入すること。

9 年間講座・短期講座の開講（開講条件など）

- (1) 年間講座は、4月から翌年3月までの12ヵ月間において継続的に実施すること。月1回（年間12回）または月2回（年間24回）のどちらかで設定すること。
- (2) 短期講座は、4月から9月までの間に全3回実施すること。令和8年度の短期講座開設希望者は、令和9年度において年間講座の開講を目標とすること。
- (3) 講座の設定時間は、準備及び片付けの時間を含め、概ね2～3時間で設定すること。
- (4) 施設の休館日を確認し、休館日について詳しくは施設に確認すること。
- (5) 新規に開設する講座は、市が運営する「社会教育施設」等を会場とすること。（会場一覧参照）
- (6) 開講の可否は同学理事会で決定する。学生募集（1月中旬～2月上旬）の結果、申込者（学生）の人数が3人未満の講座は開講しない。継続して開講する講座も同じ。

10 受講料

- (1) 年間講座の受講料
 - ・月1回講座は、年額6,000円（運営費10%含む）
 - ・月2回講座は、年額12,000円（運営費10%含む）
- (2) 短期講座の受講料
 - ・全3回 年額3,000円（運営費10%含む）
- (3) その他
 - ・学生から受講料を徴収すること。

- ・教授は、教材費・通信費等の実費を学生から徴収することができる。なお、徴収した場合は、講座1回ごとに精算すること。
- ・運営費は、社会教育課の指定する方法で指定する期日までに納入すること。
(基本、金谷宿総会終了後に徴収します。)

11 会場の予約使用申請について

- (1) 講座で使用できる会場は「令和8年度会場一覧」を確認すること。
- (2) 運動系の講座は必ず施設へ相談・確認すること。
- (3) 新規開講申込者は、申込み時に配布する「施設の使用申込書」を下記の申請期間内に希望する会場へ提出し、会場使用許可を取ること。
なお、継続開講申込者も教授会(9月2日)で配布しますので期間内に申請し許可を取ること。

予約申請期間 令和7年10月10日(金)～10月31日(金)

- (4) 使用申込書の手続きは、使用会場の決まりを遵守し教授本人が行うこと。
- (5) 許可書の写しを事務局に提出すること。(金谷公民館以外の許可書)
- (6) 学生募集により3人未満の学生の応募講座の教授は、会場の取消申請を行うこと。

12 講座会場(部屋)の使用にあたっての注意事項

- (1) 今年度開講している講座の会場や曜日を変更したり、新たに講座を開設する場合は施設や事務局に相談すること。
- (2) 新規に開設する講座は市が運営する社会教育施設(金谷公民館・六合公民館・初倉公民館、農村環境改善センター、ふれあいセンター)を会場として使用すること。
 - ・夢づくり会館及び五和会館、プラザおおりは、講座数を新規に増やすことはできません。
 - ・学生募集結果による部屋の変更はできません(もっと大きい部屋にしたい、部屋をつなげて使用したい等)。
 - ・講座開設希望会場等は、「講座開設計画書(申込書)」の受付後に調整します。申請の状況によっては希望に添えない場合がありますので御了承ください。
- (3) 講座終了後、以下について必ず行うこと。
 - ・冷暖房のスイッチを切ってください。
 - ・清掃用具を使い、清掃してください。
 - ・机や椅子を整理整頓してください。
- (4) 事情により会場を使用しない場合(台風のため、外で活動するため等)は必ず施設へ連絡すること。
- (5) 規定の回数を超えて使用する場合は、金谷宿大学とは別の団体として、使用申込みをすること。
- (6) 施設(部屋)の使用は、他の利用者と同様にルールを守って使用すること。

13 問い合わせ

《東海道金谷宿大学事務局》

- ・みんくる内事務局(みんくる1階)担当/高原 TEL/0547-46-5631
火曜日～金曜日 8:30～17:00(夜間は提出不可)
みんくる休館日/月曜日、祝日、第3日曜日
- ・社会教育課(市役所庁舎3階)担当/池田 TEL/0547-36-7962
平日 8:30～17:15(夜間は提出不可) 休み/土曜・日曜日、祝日